

特定個人情報保護評価指針 (内閣官房案)

注：本指針案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第26条第1項に基づき、特定個人情報保護委員会が策定する指針の内閣官房案である。

目次

第1 情報保護評価とは	5
1 情報保護評価導入の趣旨	5
2 情報保護評価とは	5
(1) 情報保護評価	5
(2) Privacy Impact Assessment.....	6
(3) 本指針	7
第2 情報保護評価の評価軸・目的	8
1 情報保護評価の評価対象・保護対象	8
(1) プライバシー保護	8
(2) その他権利利益に対する保護	9
2 (参考) 個人情報保護法令遵守とプライバシー保護との差異	9
3 情報保護評価の目的	10
第3 情報保護評価の実施主体	12
1 情報保護評価の義務付け対象者	12
2 情報保護評価の実施者	13
(1) 原則	13
(2) 他の行政庁への権限の委任	14
(3) 他の行政庁への権限の委任以外で、複数機関が関与する場合	16
(4) 複数の機関における共通のシステムの利用	17
(5) 特別地方公共団体	17
第4 情報保護評価の評価対象	19
1 総論	19
2 評価の単位	19
3 特定個人情報ファイル	20
(1) 番号法上の定義	20
(2) 個人番号を「その内容に含む」の考え方	22
(3) 既存番号と個人番号の対照テーブルを保有する場合における特定個人情報ファイル	24
(4) 特定個人情報ファイルの単位	25
4 情報保護評価の義務付け対象外	26
5 情報保護評価の任意実施	31
6 制度・施策に関する情報保護評価	31
第5 情報保護評価の実施時期	33
1 新規保有時	33
(1) 総論	33

(2) システム用ファイルに係る実施時期	34
(3) システム用ファイルに係る実施時期における経過措置	35
(4) その他電子ファイル（Excel ファイル等）に係る実施時期	36
2 変更時	36
(1) 総論	36
(2) 重要な変更（重点項目評価・全項目評価）	37
(3) 重要な変更にあたらない変更（重点項目評価・全項目評価）	39
(4) 重要な変更にあたらない変更（しきい値評価）	40
(5) 変更（小括）	41
3 5年経過前の再評価	43
4 変更時、5年経過前の再評価（小括）	44
第6 情報保護評価の実施の仕組み	45
1 総論	45
(1) 情報保護評価計画書と情報保護評価書	45
2 情報保護評価計画書	45
(1) 総論	45
(2) 作成方法・時期	46
3 情報保護評価における3段階の仕組み	47
(1) 総論	47
(2) 第三者による情報保護評価書の点検	52
(3) しきい値評価	53
(4) 重点項目評価	55
(5) 全項目評価	58
(6) 情報保護評価書の公表	62
4 情報保護評価実施後に行うべき措置	62
(1) 情報保護評価書記載事項の履行	62
(2) 評価書の事後チェック及び情報保護評価の再実施	63
5 情報保護評価に係る違反に対する措置	64
(1) 情報保護評価の未完了に対する措置	64
(2) 情報保護評価書の記載に反する取扱いに対する措置	64
第7 関連制度との関係性	65
1 関連制度	65
2 個人情報ファイル簿等	65
3 プライバシーマーク	66
4 政府統一基準群、ISMS 適合性評価制度及び IT セキュリティ評価及び認証制度（JISEC）	67

添付資料

- 1 情報保護評価書（しきい値評価書）様式案
- 2 情報保護評価書（重点項目評価書）様式案
- 3 情報保護評価書（全項目評価書）様式案
- 4 情報保護評価計画書 様式案
- 5 情報保護評価書（しきい値評価書）記載要領案
- 6 情報保護評価書（重点項目評価書）記載要領案
- 7 情報保護評価書（全項目評価書）記載要領案
- 8 情報保護評価計画書 記載要領案
- 9 情報保護評価指針（内閣官房案）に関するFAQ

- ※ 本指針は、番号法第26条第1項に規定する特定個人情報保護評価（以下「情報保護評価」という。）の指針の内閣官房案である。
- ※ 情報保護評価指針素案（中間整理）の時点では、行政機関等向け指針素案と地方公共団体等向け指針素案を別々に公表していたが、本内閣官房案では、行政機関等及び地方公共団体等における情報保護評価について、一つの指針案中で記載しているため、その点留意されたい。

第1 情報保護評価とは

1 情報保護評価導入の趣旨

- 番号制度は、国民の利便性向上、行政運営の効率化などを目指し、導入されるものである。
- しかしその一方で、番号制度導入により、国家により様々な個人情報が一元管理されるのではないかといった懸念や、特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう¹。以下同じ。）が不正に追跡・突合されるのではないかといった懸念、財産その他の被害が発生するのではないかといった懸念が生じることが考えられる。
- そこで、これらの懸念を踏まえ、国民の特定個人情報が適切に取り扱われる安心・信頼できる番号制度の構築のために、特定個人情報ファイル（個人番号をその内容に含む個人情報ファイル²をいう。以下同じ。）が取り扱われる前に、個人のプライバシー等³に与える影響を予測・評価し、かかる影響を軽減する措置をあらかじめ講じるために、情報保護評価を実施するものとする。

2 情報保護評価とは

（1）情報保護評価

- 情報保護評価とは、特定個人情報ファイルが適切に取り扱われるか確認

¹ なお、個人番号を含まないものの、個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む個人情報も、特定個人情報に該当するため（番号法第2条第8項）、情報提供ネットワークシステムを使用した情報提供の求め又は情報提供（以下「情報連携」という。）の際に用いられる符号や個人番号を脱法的に変換した符号のみを含む場合も、特定個人情報に該当することになる。

² 行政機関については行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第4項に規定する個人情報ファイル、独立行政法人については独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第2条第4項に規定する個人情報ファイル、その他の者にあつては個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第2条第2項に規定する個人情報データベース等をいう（番号法第2条第4項及び第9項）。

³ 情報保護評価は、プライバシーに与える影響を予測・評価し、かかる影響を軽減する措置をあらかじめ講じるために実施されるものであるが、後記第2の1の通り、番号制度導入により、①国家管理、②特定個人情報の不正追跡・突合、③財産その他の被害の懸念が考えられることに鑑み、特定個人情報ファイルの取扱いにより個人の財産上の利益その他の法的に保護される権利利益を害するおそれと考えられる場合においては、かかる点も評価の対象となるため、「プライバシー等」と記載しているものである（以下同じ）。

するために行う評価であり、特定個人情報ファイルについて、プライバシー等に配慮した取扱いを確立するための仕組みである。

- 情報保護評価を通じて、各機関は、特定個人情報ファイルを保有する前に、特定個人情報ファイルの保有が個人のプライバシー等に対して与える影響を予測・評価し、かかる影響を軽減・緩和するための合理的措置を策定しなければならない。

そしてかかる措置を講ずること、さらにかかる措置を講ずることにより特定個人情報ファイルの保有が個人のプライバシー等に対し特段の影響を及ぼさないと認められることを、情報保護評価書（後記「しきい値評価書」、「重点項目評価書」及び「全項目評価書」を総称して「情報保護評価書」という。以下同じ。）において宣言しなければならない。

- 各機関は、情報保護評価を実施することにより、特定個人情報ファイルを保有することで具体的にどのようなリスクがあり、したがってどのような措置を講ずるべきかという、個人情報保護及びプライバシー等保護のための具体的な検討・評価を体系的に行うことができる。

- 情報保護評価を通し、抽象的な検討ではなく、具体的かつ体系的な検討・評価を経た措置を講じることができ、それにより、特定個人情報ファイルに係るプライバシー等に配慮した取扱いの確立を企図するものである。

(2) Privacy Impact Assessment

- 情報保護評価は諸外国で採用されているプライバシー影響評価（Privacy Impact Assessment、以下「PIA」という。）に相当するものである。

- 一般的に、PIAとは、ITシステムの導入等がプライバシーに対して及ぼす影響を事前に評価し、その保護のための措置を講じる仕組みをいう。PIAの実施時期としては、プライバシーに対する影響に大幅な手戻りなく対応できるようにするため、システム設計の変更が可能であるシステム開発前が適当と考えられている。PIAの具体的な実施方法としては、個人情報の収集目的や収集方法、利用方法、管理方法などを検討し、そのシステムがプライバシーに配慮した設計となっているか確認するなどの方法がとられている。

(3) 本指針

- 情報保護評価の義務付け対象者は、番号法第27条及び特定個人情報保護委員会規則に従い、情報保護評価を実施しなければならない。本指針は、番号法第27条及び特定個人情報保護委員会規則にて規定される事項⁴に加え、これらにて規定されない事項についても記載し、番号法や特定個人情報保護委員会規則よりも情報保護評価についてさらに詳細を定めるものである。したがって、情報保護評価の全体像を把握するためには、まず本指針を参照されたい。

- 各機関は、番号法及びその一般法たる行政機関個人情報保護法、独立行政法人個人情報保護法、個人情報保護法及び個人情報保護条例、そしてこれらの法令遵守のための指針⁵を踏まえて、特定個人情報にかかる適切な保護措置を講じなければならない。

自身が保有する特定個人情報ファイルの特性に応じて、要請される保護措置を具体的に検討し、かかる措置が適切か否かを評価していくのが情報保護評価であり、本指針は、かかる情報保護評価をどのように実施するかについて定めるものである。

- 特定個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）は、個人情報の保護に関する技術の進歩及び国際的動向を踏まえ、少なくとも三年ごとに、本指針及び情報保護評価書様式について再検討を加え、必要があると認めるときはこれを変更するものとする。

⁴ 番号法第27条では、情報保護評価のうち、後記第6の3（5）全項目評価を規定しているところであるが、後記第6の3（3）しきい値評価、後記第6の3（4）重点項目評価等については、特定個人情報保護委員会規則にて規定する予定である。

⁵ 現在存在する指針としては、行政機関については、行政機関個人情報保護法の規定等を踏まえた指針（行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について（平成16年9月14日総管情第84号総務省行政管理局長通知）、独立行政法人等については独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について（平成16年9月14日総管情第85号総務省行政管理局長通知）、個人情報保護法に規定する個人情報取扱事業者については、事業分野ごとのガイドラインがある。これらの指針の他、番号法施行に当たって特定個人情報保護委員会が、特定個人情報の取扱いに関する指針を策定することが考えられる。

第2 情報保護評価の評価軸・目的

1 情報保護評価の評価対象・保護対象

(1) プライバシー保護

- 情報保護評価の評価対象を、「個人情報」保護にとどまらない、国民の「プライバシー」⁶保護とすることとする。

- 各機関は個人情報保護法令を遵守するだけでなく、個人のプライバシーを侵害してはならない義務を負っている。
さらに比例原則等の観点から、行政庁が行政作用を行う際には国民にとってより制限の程度が少ない手段を選択しなければならないものと考えられるため、行政庁は行政作用を行う際に、原則としてよりプライバシー侵害性の低い措置をとるべきものと考えられる。

- 個人情報保護法令は個人情報の適正な取扱いと保護を行うためのものであるが、それによりプライバシーに係る問題の全てが解決されるわけではないと解される。
そこで情報保護評価では、個人情報保護法令の遵守にとどまらずプライバシー保護に関しても評価を行うものとする。そのため、情報保護評価書では、個人情報保護法令に基づく事項だけでなく、それを敷えんするプライバシー保護の観点に基づく事項も記載事項とするものである。

6 プライバシーという言葉は、現在、国民の間に広く浸透している言葉である一方で、判例・通説上、確立した定義がなされているものではないと述べられることがある。しかし判例・通説上、プライバシーの定義が明確化されていないのは、主に、自己情報コントロール権と古典的プライバシー権の関係性などをめぐる議論についてのものであって、「他人に知られたくない私生活上の事実を公開されない」という、古典的プライバシー概念は、少なくともプライバシーの内容として認められているものと考えられる。また判例・裁判例上は、この他、のぞき見などの私生活への侵入に該当する類型についても、プライバシーの内容として認められているものと考えられる。これらは、国民の間に広く浸透しているプライバシーの概念にも整合するものと考えられる。

いずれにせよ、各機関は、たとえ個人情報保護法令を遵守していたとしても、プライバシーの侵害により不法行為に該当する行為を行えば、国家賠償法上等の責任を問われうる。したがって、国民の信頼に基づく適切な情報の取扱いのためには、個人情報保護法令の遵守のみならず、プライバシー保護の観点も重要である。かかる状況に鑑みて、情報保護評価では、個人情報保護法令遵守にとどまらないプライバシー保護について、評価を行うこととする。

プライバシー保護のために具体的に各機関に求められる施策として、各機関は本指針及び情報保護評価様式に従った評価を行うことが必要である。添付資料の情報保護評価書様式は、プライバシー保護をその評価対象としているので、これを各機関が用いることにより、プライバシー保護に関しても評価を行うことができると考えられる。

- なお、諸外国におけるPIAも、概して、単なる法令遵守確認にとどまらず、プライバシーに対する影響を分析・評価するものとして理解されている。
- 情報保護評価は、個人情報保護及びプライバシー保護について各機関が負っている義務・責務を達成するための、体系的評価制度となるものと考えられる。

(2) その他権利利益に対する保護

- なお上記の通り、情報保護評価の評価対象を、国民のプライバシー保護とするが、番号制度導入により、①国家管理、②特定個人情報の不正追跡・突合、③財産その他の被害の懸念が考えられることに鑑み、プライバシー保護に加え、特定個人情報ファイルの取扱いにより個人の財産上の利益その他法的に保護される権利利益を害するおそれが考えられる場合などは、必要に応じ、かかる権利利益に対する保護も対象とすることとする。

2 (参考) 個人情報保護法令遵守とプライバシー保護との差異

- 個人情報保護法令遵守とプライバシー保護との具体的な差異としては、法令遵守はあくまで一定の規制・基準・要件をクリアするものであるのに対し、プライバシー保護のためには、個人情報保護法令を遵守するのみにとどまらず、さらにより一層の保護措置が必要となる場面もあるものと考えられる。換言すれば、プライバシー保護を目的とした評価は、法令遵守といった基準クリア型ではなく、ベスト追求型の評価であると考えられる⁷。
- 例えば、番号法及びその一般法である行政機関個人情報保護法を適用した場合の個人情報ファイルに関する規律を例とすると、個人情報ファイルの保有等に関する事前通知（番号法第29条第1項並びに第30条第1項及び第2項により読み替えられて適用される行政機関個人情報保護

⁷ 上記は、個人情報保護法令遵守とプライバシー保護についての差異の一例であるが、これに対し個人情報保護法令違反とプライバシー権侵害についての差異を考えると、個人情報保護法令の規定を遵守していたとしても、プライバシー権侵害として不法行為を構成する場合も考えられる。例えば、個人情報保護法上は個人情報に該当しないものの、個人情報に極めて近接する情報をみだりに他人に公開したりした場合には、個人情報保護法違反には該当しないものの、プライバシー権侵害として不法行為を構成する場合も考えられる。

法第10条)及び個人情報ファイル簿の作成及び公表(行政機関個人情報保護法第11条、独立行政法人等個人情報保護法第11条)の対象となる事項には個人情報ファイルの利用目的が含まれるが、個人情報ファイルに記録される項目ごとに利用目的を通知又は公表することとはされていない。

これに対し、プライバシー保護を目的とすると、個人情報ファイルに記録される特定の項目がなぜ必要なのか、積極的に公表していくことが考えられる。

この点に関して、情報保護評価書(『添付資料3「情報保護評価書(全項目評価書)様式Ⅱ2④記録される項目中の「その妥当性」の欄」では、個人情報ファイルに記録される主な項目ごとに、当該項目を記録することの妥当性を記載することとしている。

- また番号法では、例えば委託に伴う特定個人情報の提供が認められており、番号法に対する規制遵守を考えれば、委託先に特定個人情報を提供することは可能である。これに対し、プライバシー保護のためには、委託先には個人番号を取り除いた個人情報のみを提供することも考えられる。つまり、法令遵守はあくまで一定の規制・基準・要件をクリアするものであるのに対し、プライバシー保護のためには、より良い保護措置を検討することが考えられる。
- このように、情報保護評価書では、より一層の保護措置を追求する観点から、番号法及びその一般法である行政機関個人情報保護法等で通知・公表が求められるよりも詳細な事項について、分析・検討・公表を行うことが求められるものである。

3 情報保護評価の目的

情報保護評価は、以下の2点を目的として実施するものとする。

① 事後的な対応にとどまらない、積極的な事前対応を行うこと

- 一度流出した情報はその回収が困難であるなど、プライバシー侵害はその回復が容易でない側面も多い。そのためプライバシー保護のためには事後的な対応のみでは足りず、事前の評価・確認を行うことが重要である。

- そこで、事後的な対応にとどまらず、プライバシーに対する影響やリスクについて事前に分析を行い、かかる影響やリスクを軽減するための合理的措置を事前に講じることとする。また事前評価を行うことで、事後の大規模な仕様変更を防ぎ、不必要な財政支出を防ぐことも可能であると考えられる。

② 各機関が国民のプライバシー等の権利利益保護にどのように取り組んでいるかについて、各機関が自身で宣言し、国民の信頼を獲得すること

- 各機関における特定個人情報ファイルの取扱いやそのシステムに対する透明性を増し、各機関がどのような情報を収集するのか、なぜ情報を収集するのか、どのように情報を利用するのか、どのように情報を安全に管理するのかについて、国民に対しわかりやすい説明を行うこととする。
- 番号制度では原則として、本人同意を前提としない仕組みが想定されている。そのため、各機関において特定個人情報ファイルが具体的にどのように収集、利用、保管、廃棄されるのか等を国民に対し明確に示すことが重要である。各機関が国民のプライバシー等保護にどのように取り組んでいるかについて、各機関自身が情報保護評価を通じて宣言・説明することは、国民の信頼に基づく番号制度システムの構築に資するものと考えられる。

第3 情報保護評価の実施主体

1 情報保護評価の義務付け対象者

- 情報保護評価を実施しなければならない者は、以下の者である。
 - ・ 行政機関の長
(情報提供ネットワークシステム運営機関⁸を含む)
 - ・ 地方公共団体の長その他の機関
 - ・ 独立行政法人等
 - ・ 地方独立行政法人
 - ・ 地方公共団体情報システム機構
(個人番号の元となる番号を生成する機関)
 - ・ 情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携を行う事業者

- 行政機関の長、地方公共団体の長その他の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人については、その公的性格から、特定個人情報ファイルをどのように取り扱い、国民のプライバシー等の権利利益保護にどのように取り組んでいるかについて、自ら公表し、国民の信頼を獲得することが求められる。
そのため、情報提供ネットワークシステムを使用するか否かに関わらず、その公的性格に鑑み、情報保護評価の実施を義務付けるものである。

- 地方公共団体情報システム機構については、市町村長によって指定される個人番号を生成するという、その番号制度における職務の重大性から、事後的対応ではない積極的な事前対応が求められ、また国民の信頼を獲得することが求められる。
そのため、情報提供ネットワークシステムを使用するか否かに関わらず、その職責に鑑み、情報保護評価の実施を義務付けるものである。

- 上記以外の者、すなわち事業者は、主に、源泉徴収義務等のために個人番号を取り扱うことが予定され、事業目的で個人番号を利用するものではないと考えられるため、かかる事業者に情報保護評価の実施を義務付けることは適当ではない。

しかしその一方で、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携を行う事業者は、源泉徴収義務等にとどまらず、事業のために個人番

⁸ 情報提供ネットワークシステムは、総務大臣が設置及び管理する（番号法第21条第1項）ため、情報提供ネットワークシステム運営機関は行政機関の長に該当する。

号を取り扱うものであり、番号制度への関与の程度が深く、その特定個人情報ファイルの保有が個人に対して与える影響も大きいものと考えられる。

また、情報提供ネットワークシステムを使用して情報連携を行う場合は、源泉徴収義務等のために個人番号を利用する場合と比し、個人番号を保有する目的や個人番号の取扱い方法が本人から見てわかりづらいものとも考えられる。

さらに、かかる事業者は、社会福祉協議会や健康保険組合などの公的性格の強い事業者が予定されているため、その性格からも、情報保護評価を実施すべき必要性が高い。

そのため以上の理由から、事業者については、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携を行う者に対してのみ、情報保護評価の実施を義務付けるものである。

なお当然のことであるが、情報保護評価の実施を義務付けられていない事業者が、任意の判断で情報保護評価を実施することは妨げられるものではなく、むしろ望ましいことといえる。

2 情報保護評価の実施者

(1) 原則

- 番号法第27条では、行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは情報保護評価を実施するものとされており、情報保護評価の実施が法律上義務付けられる主体は、特定個人情報ファイルを保有しようとする行政機関の長等（番号法第2条第14項参照）である。すなわち、**特定個人情報ファイルの保有者が情報保護評価を実施することとなる。**

- この点、行政機関個人情報保護法にいう「保有」とは、当該個人情報を事実上支配している（当該個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している）ことをいうものとされている。個人情報保護法上も、「保有個人データ」は、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことができる権限を有するものをいう（同法2条5項）。

- したがって、通常の場合であれば、特定個人情報ファイルを取り扱う業務・システムを所管する機関が、特定個人情報ファイルの保有者であり、

情報保護評価を実施することになる。一方で、一つの業務において他の機関に権限委任が行われている場合や、一つの業務に複数の機関が関与する場合などには、どの機関が情報保護評価を実施すべきか問題となるので、以下検討する。

(2) 他の行政庁への権限の委任

- 行政機関や地方公共団体においては、特定個人情報を取り扱う個人番号利用事務に係る権限の一部又は全部を、法令に基づき他の行政庁に委任している場合がある。

例えば、厚生労働大臣が年金事務の一部を法令に基づき日本年金機構に委任していたり、都道府県が事務の一部を法令に基づき市町村に委任していたりする場合がある。

- このような場合も、特定個人情報ファイル保有者が、情報保護評価を実施することとなる。

番号法上、特定個人情報ファイルの保有者が誰であるかは、各機関の合理的判断に委ねられているものの、一般的に言えば、上級行政庁が下級行政庁に権限の一部を委任している場合に、下級行政庁が自己の判断のみで特定個人情報ファイルの訂正、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有しているとはいえない場合も多く、このような場合には上級行政庁のみが特定個人情報ファイルを保有していると考えられる。

一方で、情報保護評価は特定個人情報ファイルの取扱い実態とリスク対策を検討するものであり、情報保護評価の実施者は、**特定個人情報ファイルの取扱い実態及びリスク対策を把握・検討できる立場**にある必要がある。

特定個人情報ファイルの訂正、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有する、特定個人情報ファイルの保有者は、特定個人情報ファイルの取扱い実態及びリスク対策を把握・検討できる立場にあると考えられ、一般的に言えば、権限を委任した側が特定個人情報ファイルの保有者に該当すると考えられる。したがって、権限を委任した側が、情報保護評価を全体として実施すべきであると考えられる。

しかし、委任の状況等により場合によっては、権限を委任した側が特定個人情報ファイルの取扱い実態及びリスク対策を把握・検討できる立場に

なく、権限を委任した側と権限を委任された側の双方で特定個人情報ファイルを保有している場合も考えられる。

そのような場合においても、業務・システムの単位で一本の情報保護評価書を作成することを原則とし、権限を委任した側では責任を持つことができない情報保護評価書中の項目のみ、権限を委任された側において記載することとする。その上で、権限を委任した側は権限を委任された全てのものにおける記載を取りまとめ、自身が記載した箇所と合わせて、一本の情報保護評価書として、情報保護評価書を作成することができる。

具体的にいえば、都道府県が法令に基づき受付事務を市町村に委任している場合において、都道府県単独で特定個人情報ファイルの訂正、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有し、特定個人情報ファイルの取扱い実態及びリスク対策を把握・検討できる立場にある場合は、都道府県単独で情報保護評価を実施するものとする。一方で、都道府県では、市町村に委任した受付事務に係る特定個人情報ファイルの取扱い実態及びリスク対策を把握・検討できる立場になく、都道府県単独で特定個人情報ファイルを保有しているわけではない場合には、都道府県が責任を持つことのできる範囲については都道府県単独で情報保護評価書を作成し、都道府県で責任を持つことのできない項目については、受付事務を委任している全ての市町村に情報保護評価書の該当箇所を記載してもらった上で、都道府県でとりまとめて、国民の意見聴取・第三者点検・委員会への提出・公表を行うこととする⁹。

- なお、上記は法令に基づく他の行政庁への権限の委任¹¹について当てはまるものであり、請負契約や準委任契約などの委託¹⁰によって他の機関に事務の一部を実施させている場合は、委託元が情報保護評価を実施した上で、情報保護評価書の委託に関する項目に、当該委託について記載を

⁹ 国民の意見聴取や第三者点検の際の指摘事項や、委員会からの指摘事項のうち、市町村が記載した箇所については、都道府県が市町村に展開した上で、市町村の判断で、指摘を受けて見直しを行うか否かを検討した上で、見直しを行う場合は市町村から都道府県にその旨を連絡し、見直し箇所を都道府県においてとりまとめた上で、委員会への提出・公表を行うことが考えられる。

¹⁰ 法令に基づく他の行政庁への権限の委任とは、行政庁の権限を他の行政庁に委任することができる旨が法令上明確に規定された場合であって、上記の通り、厚生労働大臣が日本年金機構に権限の一部を委任する場合や、都道府県が市町村に事務の一部を委任する場合等を指す。これに対し委託とは、法令に基づくものではなく、請負契約や準委任契約などによって、他者に事務処理の全部又は一部を依頼する場合などをいう。